

感対第 1435 - 2号  
令和5年1月19日

医療機関各位

埼玉県保健医療部長 山崎 達也  
(公印省略)

### 医療用解熱鎮痛薬等の在庫逼迫に伴う協力依頼

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、令和5年1月13日付け厚生労働省事務連絡において、解熱鎮痛薬等の製剤のうち、特に小児用（散剤等）については、現下の感染患者の増加に伴い、全国的に薬局等における必要量の入手が困難な状況となっていることから、限られた医療資源を小児など必要な患者に適切に供給できるよう、解熱鎮痛薬等が安定的に供給されるまでの間の対応について、関係機関あて下記のとおり協力依頼がありました。

つきましては、内容を御了知の上、ご協力をお願いいたします。

#### 記

1. 解熱鎮痛薬等（散剤を含む）について、返品が生じないように、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみご購入をお願いしたいこと。
2. 解熱鎮痛薬として、アセトアミノフェン製剤だけでなく、代替薬として他の解熱鎮痛薬（イブプロフェン、ロキソプロフェンなど）の使用についても考慮していただきたいこと。  
その際、1. と同様に買い込みを厳に控えていただきたいこと。
3. 小児用の散剤やシロップ製剤の不足が生じた場合には、必要に応じ、下記の例のような対応についても考慮していただきたいこと。
  - ① 5歳以上で錠剤が服用できる患者への錠剤の使用
  - ② 必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉砕し乳糖などで賦形して散剤とするなどの調剤上の取組み

4. 薬局におかれては、必要となった解熱鎮痛薬等について、系列店舗や地域における連携により調整がつかう場合には、できる限り調整をしていただきたいこと。

感染症・新型インフルエンザ対策担当

TEL : 048-830-3557

Email : a7500-13@pref.saitama.lg.jp